

【消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・法…消防法（昭和23年法律第186号）
- ・令…消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ・改正政令…消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号）
- ・新令…改正政令による改正後の令
- ・旧令…改正政令による改正前の令
- ・規則…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ・26号通知…消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防安第26号）
- ・53号通知…令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（平成7年3月31日付け消防予第53号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>○ 建築基準法では、区画の構造をコンクリート壁でなくする事で規制緩和し、脱炭素の実現を目指しているが、総務省令ではコンクリート構造に限定したり、耐火性能が建築基準法に合わせることなく、根拠を示さずに2時間を要求したり足並みがそろっていないが、どうお考えか。建築基準法に合わせた改定であると思うが、総務省独自の規制を盛り込むことで脱炭素の実現を阻害しているが、どうお考えかを明示いただきたい。</p>	<p>○ 今回の規則の改正では、改正政令により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等の別棟みなし規定において、建築防耐火別棟の適用を受ける建築物も対象として追加すること（新令第8条第2号関係） ・ 特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物について主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様の規制を適用すること（新令第11条等関係） <p>など、建築基準法の改正と整合を図ったことに伴って必要</p>	無

○ 令8区画に開口を設けることの規制緩和がされているようだが防火設備は防火戸限定か。

○ 令8区画の配管貫通の最大開口径は300mmとされており、それ以外に防火設備を設けた開口をしてよいとなっているが、漏煙はどうお考えか？
配管の令8区画貫通の評価しているある機関では、火災時の配管貫通部には漏煙0を求めているにも関わらず、区画貫通の開口よりはるかに大きい防火設備が設けられた開口から火災時にどンドン煙が出るなどと言うバ

となる規定の整備を行っており、御指摘は当たらないものと考えています。

なお、御意見は、改正後の規則第5条の2に関するものと思われませんが、同条の規定は、旧令第8条の内容を規定する新令第8条第1号に掲げる部分の要件を定めるものとなります。「予防行政のあり方に関する検討会」(座長：関澤愛東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授。以下「検討会」という。)における検討の結果、「現行の令8区画の要件は、引き続き別棟みなし規定として継続することとする」とされたことを踏まえ、改正後の規則第5条の2は、旧令第8条の運用を示した53号通知の内容を規定するものであり、従来の取扱いから変更を行うものではありません。

○ 新令第8条第2号に掲げる部分に設ける防火設備は、改正後の規則第5条の3第1項に規定するとおり、防火戸となります。

なお、御質問の「令8区画」が、旧令第8条による区画を指す場合、改正政令による改正後は、新令第8条第1号による区画となり、当該区画に関しては、開口部は引き続き認められません。

○ 御意見は、改正後の規則第5条の2に関するものと思われませんが、同条の規定は、旧令第8条の内容を規定する新令第8条第1号に掲げる部分の要件を定めるものとなります。改正後の規則第5条の2は、旧令第8条の運用を示した53号通知の内容を規定するものであり、従来の取扱いが

	<p>カげた矛盾が起こらないように防火設備の漏煙が0とするか、区画貫通部には共住区画と同じ基準を求めるか、ある機関が勝手に数値設定しないように告示の整備をお願いしたい。</p>	<p>ら変更を行うものではないため、防火設備を設けた開口部は認められておりません。</p>	
No.2	<p>○ 改正後の規則第5条の2第4号イに規定する「原則として」の部分は不要ではないか。例外が認められるとの誤解をうむ。その場合、令第八条区画を貫通できる配管の用途は、平成7年消防予第166号において明示されていることを踏まえ、「排水管に付属する通気管」は、「排水管」に含まれる旨を通知等により改めて周知するのが良いと思う。</p>	<p>○ 旧令第8条による区画の基準は、検討会における検討の結果、「現行の令8区画の要件は、引き続き別棟みなし規定として継続することとする」とされたことを踏まえ、これまで53号通知により示していた運用を改正後の規則第5条の2に規定しており、従来の取扱いから変更を行うものではありません。</p>	無
No.3	<p>○ 改正内容の第三に「消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に併せて、これまで26号通知で示してきた渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている防火対象物の取扱いについて、新たに消防庁告示で規定する。」とあります。26号通知により、別の棟と取り扱われた場合、法第17条の2の5第2項及び第17条の3第2項の適用は、別の棟として取り扱うと過去、消防庁が通知で示しているはずです。</p> <p>多くの消防本部が、26号通知により別棟とした場合、法第17条の2の5第2項等の適用も別棟として取り扱っていることと思います。(A棟とB棟が渡り廊下で接続されていても、別棟と取り扱っている場合は、たとえばA棟が特定用途となってもB棟には影響しない。)</p> <p>しかし、改正後、令第8条第2項に紐づく告示とされた場合、第三節に規定される令第8条に「この節の規定」とあるため、法第17条の2の5第2項等の詳細を定める、令第4節の規定については、同一棟として取り</p>	<p>○ 令第8条の規定により、同令第2章第3節の規定の適用にあたって別の防火対象物とみなされる場合には、別の防火対象物とみなされる部分ごとに適用される消防用設備等の設置及び維持に関する基準法令の規定が異なるため、法第17条の2の5の適用は、別の防火対象物とみなされる部分ごとに適用される消防用設備等の設置及び維持に関する基準法令の規定に照らして判断されることとなります。</p> <p>そのため、御懸念のような事例は想定されず、また、規制の強化を図るものではございません。</p>	無

扱われることとなります。

これにより、従前は適法であったものが、4月1日から不適法となる事例が想定されます。(A棟とB棟が渡り廊下で接続されていても、別棟と取り扱っている場合で、A棟が特定用途の場合、B棟も現行基準となってしまう。)

規制緩和を装った規制の強化であり、断固反対します。

- 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準第2第4号に「前各号に掲げるもののほか、消防長又は消防署長が認める壁等」とありますが、具体的には何なのでしょう。また、この規定は、令第32条の規定と何が違うのでしょうか。消防本部で恣意的な運用がされるおそれがあるのではないのでしょうか。

- 令第8条第2項が規定されることに伴い、防火対象物点検結果報告書の

- 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準(以下「告示」という。)第2第4号の「前各号に掲げるもののほか、消防長又は消防署長が認める壁等」は、一般規定化が難しいものの、個別の条件によっては告示第2第1号から第3号までに掲げる壁等と同等以上の安全性を確保することができるものが存在しうると考えられるため、そうしたものについて消防長又は消防署長の判断で認めることとするものです。

なお、令第32条の規定は、消防用設備等の技術基準について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、消防用設備等の技術基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができることを認めるときに、適用しないこととする特例規定であることから、告示第2第4号とはその趣旨が異なります。

これらの規定は、その趣旨を踏まえて、消防本部において適切な運用がされるものと考えています。

- 規則第4条の2の6第2項各号に複数該当する防火対象

	<p>「消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用」の欄も改正するが、現行は複数の項目が選択できるような記載です。改正後は1つしか記載できないように感じます。この適用は1つだけしかできないのでしょうか。複数適用できる場合（例えば、令第2条と令第8条の規定を適用している場合など）は、現行の記載方法を踏襲したほうがいいと思います。</p>	<p>物も存在し得ますが、そうした場合には、括弧欄に複数の号番号を記載してください。</p>	
No.4	<p>○ 改正後の規則第26条第5項第1号中「あつて」を「あって」に改正するのがよろしいかと思いました。</p> <p>○ 別紙5は、26号通知を告示化したという認識ですが、改正政令に伴い、告示第3第1号について、整合を図る必要があるかと思いました。新令第11条では、主要構造部→特定主要構造部としたことから、燃えしろ設計で木材を使用した建築物の場合は、木材を用いているため3m未満となってしまうのではないかと思います。</p> <p>建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造としたその他の建築物又は同法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当した建築物は6m未満、その他の場合は3m未満とすること。</p> <p>○ 26号通知では、ドライエリア形式のものが除かれていましたが、ドライエリア形式の場合も同様に扱えるということによろしいのでしょうか。</p> <p>○ 26号通知は廃止されるのでしょうか。</p>	<p>○ 実質的な改正規定がない条文における「あつて」や「よつて」等については、改正しないことと整理しています。御指摘の条文には、実質的な改正規定がないため、今回は改正しません。</p> <p>○ 告示は、26号通知の内容を規定するものです。26号通知では、建築物の主要構造部の材質により渡り廊下の有効幅員を定めており、耐火性能に着目していないことから、告示においても同様に、材質により渡り廊下の有効幅員を定めることとしています。</p> <p>○ いわゆるドライエリアの部分は、一般的には地下連絡路に含まれないものと考えており、その取扱いについては別途運用通知で示す予定です。</p> <p>○ お見込みのとおりです。</p>	無

No.5	<p>○ 今回の改正は、賛成です。</p> <p>ただし、検討会でも指摘されていたとおり、これまで各消防本部の運用により統一されていなかった以下の点について明確にしてください。</p> <p>1 消防用設備等の設置基準における床面積の算定において、渡り廊下、地下連絡路またはコアタイプそれぞれの部分をどう取り扱うべきか。</p> <p>ア 規制上別棟とみなされるそれぞれの棟で按分する</p> <p>イ 規制上の床面積に算定しない</p> <p>ウ そのほか</p> <p>2 渡り廊下、地下連絡路またはコアタイプに設置する消防用設備等はどう取り扱うべきか。</p> <p>ア 規制上別棟とみなされるそれぞれの棟のうち、床面積の大なるほうの規制を受ける。</p> <p>イ 規制上別棟とみなされるそれぞれの棟に必要な消防用設備等の全部を設置する。</p> <p>ウ 消防用設備等の設置は要しない。</p> <p>エ そのほか</p>	<p>○ 渡り廊下部分の用途、面積等の取扱いについては別途運用通知で示す予定です。</p>	無
No.6	<p>○ 法第 17 条は、建築基準法施行令第 9 条第 1 項 1 号において建築基準関係規定となっている。その技術基準が今回の改正で規則に示されたため、伺うもの。</p> <p>1 規則に新設される第 5 条の 3 における『渡り廊下等の壁等』について、開放性などの基準はあるか。</p> <p>2 渡り廊下の両側を構造上分離した建築物で囲まれる（挟まれる）場合、規則第 5 条の 3 第 2 項 1 号イに示す防火戸は、両側の建物との間にも適用されるのか。</p>	<p>○ 改正後の規則第 5 条の 3 第 2 項 1 号に規定する「渡り廊下等の壁等」は、建築耐火別棟の適用を受ける建築物の火熱遮断壁等（建築基準法施行令第 109 条の 8 に規定する火熱遮断壁等をいう。）であり、その基準に従うこととなります。</p>	無

	<p>3 遮煙性能についても、廊下の開放性にかかわらず必要となるのか。</p> <p>○ 建築基準法上の区画や耐火性能との要求との関係性について、どのような考えで整理されたのかについても併せてお答えください。</p>	<p>○ 検討会において議論されています。詳細については、下記の URL を御参照ください。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-140.html</p>	
No.7	<p>○ 規則第2条及び第51条について</p> <p>今回、「建築副主事」という二級建築士でも取得可能な新たな資格が創設されたため法令改正を予定されているが、今後、建基法の改正によりさらに新たな資格が創設された場合、また消防側が法令の改正をしなければならず、条文内容がさらに複雑化する可能性がある。</p> <p>建築主事という言葉については、平成10年の建基法改正(指定確認検査機関創設)により昭和36年消防法施行規則制定時の官のみが行っていた確認申請時の建築主事と意味合いが若干変わっており、現行の建築主事になるためには「建築基準適合判定資格者検定」に合格する必要がある。検定を受験するためには最低でも一級建築士試験に合格しておかなければならない。</p> <p>そもそも一級建築士試験を受験するためには、二級建築士、建築設備士、学歴等が必要となり、受験資格を得るだけでも建築に関して十分な知識や経験がなければならない。また、一級建築士の試験範囲には防火・避難管理に関する内容も多岐にわたり含まれており、防火管理者講習以上の知識がなければ合格することは難しい。</p> <p>一級建築士試験を受験し合格するだけでも、規則第2条等にある他の学識経験を有する資格と同等以上の高度な知識を得ていることを鑑み、6号にあつては「一級建築士試験を合格した者で、一年以上防火管理の実務経験を有する者」</p>	<p>○ 「一級建築士の資格を有する者」には、建築士法第4条第5項の規定により、外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認める者で、一級建築士免許証の交付を受けた者も含まれます。</p> <p>御意見のような規定ぶりとした場合には、こうした者が含まれないこととなるため、原案のとおり規定します。</p>	無

	とすれば法文がシンプルになり、今後、建築基準法改正で新たな資格が創設された場合にも、消防法令を改正することなく今のままの条文で対応可能と考えられる。		
--	--	--	--

○意見提出者数：7件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。